

# 予防行政におけるデジタル化に係る取組について

---

令和5年7月26日  
消防庁予防課

## 1. 議題

点検のデジタル化について

## 2. 報告事項

(1) 講習のオンライン化について

(2) 電子申請等の推進について

(3) 予防業務等におけるデジタル技術の活用例について

# 1. 議題

## 点検のデジタル化について

---

# (背景) アナログ規制の見直しに係る政府方針

## 規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）抄

### II 実施事項

#### 1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

国民がデジタル技術を活用したより良いサービスを受容し、成長を実感できる社会の実現に向け、経済社会の仕組みをデジタル時代に合ったものに作り直していくため、デジタル原則に照らして国の規制・制度を横断的に見直す観点から、以下の事項について重点的に取り組む。

##### (1) 7項目のアナログ規制等の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	7項目のアナログ規制等の見直し	「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会決定）において見直しの対象となっている7項目のアナログ規制（目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制及び往訪閲覧・縦覧規制）及びフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制等について、規制所管府省は、同工程表に基づき、着実に見直しを実施する。	「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に基づき、順次措置（令和6年6月まで目処）	総務省

## デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会）抄

### 2. 見直しの基本的な考え方と取組方針

#### (1) 構造改革のためのデジタル原則

##### ① デジタル完結・自動化原則

書面、目視、常駐、実地参加等を義務づける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含め、エンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国、地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。

### 3. アナログ規制の見直し

#### (1) 法律、政令、省令への対応

調査会事務局（以下「事務局」という。）では、代表的なアナログ規制である目視規制、定期検査・点検規制、実施監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制（以下「7項目」という。）に該当するアナログ行為を求める場合があると解される約5,000条項の法律、政令及び省令等の規定を洗い出し、（中略）「構造改革のためのデジタル原則」への適合性について点検を行った。（以下略）

##### ii 7項目に関する法律、政令及び省令の見直し方針

事務局では、7項目に関する法律、政令及び省令等の規定として洗い出した約5,000条項のうち、約4,000条項については、（中略）それぞれの規制の類型や見直しの方針（中略）を確定させた。（別表1（方針確定リスト）参照）

# (背景) デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン

## 代表的なアナログ規制である7項目

目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
対面講習規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪問覧縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

本日の議題

(出典) (別紙) デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン (2022年6月3日デジタル臨時行政調査会)

# (背景) 定期検査・点検規制の類型化

## 火災予防分野の 各種定期点検

規制等の内容概要	現在Phase	見直し後Phase (概要)	見直し完了時期
消防用設備等の定期点検	1-①	2 (技術中立化、検査等の一部周期の延長等)	令和5年度4月～9月
防火対象物の定期点検	1-②	2 (技術中立化)	令和5年度4月～9月
防災管理対象物の定期点検	1-②	2 (技術中立化)	令和5年度4月～9月

【出典】 デジタル原則を踏まえた アナログ規制の見直しに係る工程表 (令和4年12月21日 デジタル臨時行政調査会) ※消防庁で抜粋・加工

### ▼ Phaseの考え方

#### PHASE 1

定期検査・  
点検規制

- ①法令等により一律に「年1回」「月1回」「日1回」等と規定
- ②法令等の但し書や認定制度等で定期の検査を緩和する規定があるが、条件が不明確

第三者による一定の基準への適合性の判定  
(第三者検査)

類型1

自らによる一定の基準への適合の判定  
(自主検査)

類型2

実態・動向・量などの明確化  
(調査・測定)

類型3

#### PHASE 2

デジタル技術の活用  
による  
規制目的の達成

##### [新たな規制の在り方の検討]

- 現行の検査手法等にとらわれず、最新のデジタル技術を活用して効率的・効果的に規制目的を達成するための方策や規制の在り方を検討
- そのために必要となるデータの特定・収集・蓄積

##### [現行の規制の合理化]

- 現行の検査手法等の技術中立化 (技術代替可能な場合、その旨を規制上明確化)
- 可能な項目から検査等の周期を延長
- 検査等の結果報告のオンライン化を推進

人の介在が不要となる忠  
実なアルゴリズム等の技  
術の進歩

##### [民間の技術の積極的な活用]

- 技術カタログ等を整備し、代替手段の適用範囲・条件・実施効果等を明確化 (民間の研究開発・参入を促進)
- 課題解決型公募や企業のマッチング等を通じ、民間の技術を活用した技術代替を強力に推進

類型1

類型2

類型3

#### PHASE 3

定期的検査・調査・  
測定の撤廃

- 第三者検査の撤廃
- 検査周期の延長

常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者の認定制度等で代替 (自主検査とその記録の保存等を義務づけ)

例) 高度な保安を行うプラント事業者等の認定で行政による定期検査を代替

- 定期自主検査の撤廃
- 検査周期の延長

常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者の認定制度等で代替 (検査記録の保存等を義務づけ)

例) 遠隔監視により大型浄化槽の自主点検の周期を延長  
例) 高度な保安を行うLPガス事業者の自主点検の周期を延長

- 定期調査・測定規制の撤廃

常時・遠隔監視等や、高度な管理を行う事業者の認定制度等で代替

# 消防用設備等の定期点検

---

# 消防用設備等点検報告制度（概要）

## 消防用設備等点検制度の趣旨・目的

消防用設備等や特殊消防用設備等が火災時にその機能を発揮することができるよう、防火対象物の関係者に対し、定期的な点検の実施と、その結果の消防署長等への報告を義務付けているもの。（昭和49年の消防法改正により創設。昭和50年4月より施行。）

## 根拠法令等

### 消防法第17条の3の3（抄）

第17条第1項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第8条の2の2第1項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期的に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

### 消防法施行規則第31条の6（抄）

法第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、1年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。

## 点検の種類と期間（平成16年消防庁告示第9号）

### 機器点検

次の事項について、消防用設備等の種類等に応じ、6月に1回実施する点検。

- ①消防用設備等に附置される非常電源（自家発電設備に限る。）又は動力消防ポンプの正常な作動
- ②消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項
- ③消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項

### 総合点検

消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は使用することにより、総合的な機能を確認するため、消防用設備等の種類等に応じ、年に1回実施する点検



## 点検要領等

（平成14年6月11日付け消防予第172号）

消防用設備等毎に点検項目、点検方法、判定方法が定められている。

【例】 <消火器具・機器点検>

点検項目	点検方法	判定方法
消火器の外形	安全栓の封 目視により確認する。	ア 損傷又は脱落がないこと。 イ 確実に取付けられていること。

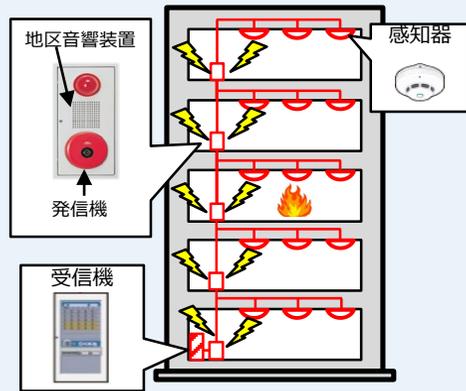
<自動火災報知設備・機器点検>

点検項目	点検方法	判定方法
感知器	煙感知器（自動試験機能を有する自動火災報知設備に係る煙感知器を除く。）	所定の加煙試験器により確認する。
		確実に作動すること。

# (参考) 自動火災報知設備の自動試験機能

## 自動火災報知設備の概要

### <設備のイメージ>



1. 受信機、感知器、発信機、地区音響装置等により構成される。
2. 有線での設置が原則であるため、各機器が配線により接続されている。

- ・ 受信機  
火災信号を受信し、火災の発生又は消火設備等の作動を防火対象物の関係者等に報知するもの。
- ・ 感知器  
自動的に火災の発生を感知し、火災信号を受信機若しくは中継器又は消火設備等に発信するもの。
- ・ 発信機  
火災信号を受信機に手動により発信するもの。
- ・ 地区音響装置  
音響又は音声により火災の発生を報知するもの。

## 自動試験機能とは

機能が適正に維持されていることを自動的に確認することができるもので、配線等の接続の状態を常時監視し、異常がある場合には、受信機に異常が表示される。なお、以下の事項等が生じたとき、受信機の音響装置及び表示灯が自動的に作動することが、規格省令において規定されている。

- ・ 自動試験機能等対応型感知器に係る機能の異常
- ・ 予備電源の異常
- ・ 受信機から中継器に至る電力の供給に係る電路の断線又は短絡

## 自動試験機能を有する場合に免除できる点検項目

- ・ 感知器（自動試験機能を有する感知器に限る）の点検項目のうち、試験器を用いた作動確認（加熱試験・加煙試験）等
- ・ 予備電源の点検項目のうち、電圧の異常の有無、断線の有無等
- ・ 受信機及び中継器の点検項目のうち、断線の有無等

※自動試験機能の機能については、点検時に異常の有無を確認することとされている。

点検項目：記録装置で異常の記録がないことを確認（予備電源及び非常電源、受信機の火災表示、感知器、感知器回路及びベル回路等）

# PHASE 2（技術中立化・一部周期の延長等）への見直しの考え方（案）

点検基準（告示）・点検要領（通知）において示されている検査手法について、点検者の目視確認等のアナログ的な手法の技術中立化とともに、可能な項目から周期を延長していくことを検討する。

## 見直しの方向性

検査手法		点検基準・点検要領における点検項目（例）	技術中立化等の方策（案）	期待される効果
機器点検	目視確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置状況（設置場所）【消火器】 通行又は避難に支障がないこと。等 （目視又は簡易な測定により確認する。）</li> <li>・外箱及び表示面（外形）【誘導灯】 変形、損傷、変色、脱落、著しい汚損等がないこと。等 （目視により確認する。）</li> </ul>	<p>既存の機器の活用や新たな機能等による技術代替に関する規定を設ける。</p> <p>【技術の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カメラ映像による目視確認の代替</li> <li>・自動試験や遠隔試験等の機能による技術代替</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の設置場所に出向かなくても作業することができる。</li> <li>・日時を問わず作業することができる。</li> </ul>
	作動試験（部位）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・煙感知器（スポット型）【自動火災報知設備】 確実に作動すること。 （所定の加煙試験器により確認する。）</li> </ul>		
	総合点検（全体）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合作動【非常警報設備】 火災表示及び音響装置並びにスピーカーの鳴動が正常に行われること。 （非常電源に切り替えた状態で、任意の起動装置若しくは操作部の非常放送スイッチを操作し又は自動火災報知設備から起動のための信号を受信することにより確認する。）</li> </ul>		

作動試験・総合点検については、多岐に渡る消防用設備等の種類及び対象部位ごとに、技術代替に関する要件を具体化することが必要。これに当たり、民間の技術を積極的に活用することが重要。

# 消防用設備等の点検基準等に関する技術的な検討の進め方（案）

## これまでの取組状況

デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえ、消防用設備等の定期点検に係る技術中立化や一部周期の延長等について、「消防用設備等定期点検制度のあり方に関する検討部会」（予防行政のあり方に関する検討会の部会）と同部会ワーキンググループを開催し、技術的な検討に着手した。  
（令和4年度：部会2回、WG2回開催）

また、現行の点検方法等にとらわれず、最新のデジタル技術等を活用して効率的・効果的に点検の目的を達成するための技術公募（令和4年11月21日から1か月間）を試行的に実施。その結果、消防用設備等メーカーなどから5件の応募（自動試験やオンライン点検）があったことから、WGメンバーにより評価を実施した。（技術公募の結果一覧については次ページのとおり）

なお、評価結果については、応募者に個別にフィードバックしているが、点検において活用するためには更に精査することが必要。

## 検討の進め方（案）

### ①技術公募等の実施

⇒新たな技術の収集のための技術公募を継続するとともに、必要に応じ、実証実験等※を実施して応募された技術の有効性等の確認を行う。

（※令和5年度は、令和4年度に応募のあった非常警報設備の遠隔監視について実験を行う予定）

### ②点検基準・点検要領の検討

⇒目視確認や設備・機器の作動による機能確認について、技術代替に関する要件を具体化するとともに、点検基準・点検要領の見直しを検討する。

（例：点検基準・点検要領に包括的な技術代替に関する規定を設けた上で、代替可能な項目から技術カタログの整備等を進める。等）

➡ **上記について、「消防用設備等定期点検制度のあり方に関する検討部会」において具体的に検討を進める。**

# (参考) 令和4年度技術公募の結果一覧

令和5年度は、非常警報設備（放送設備）について実証実験を実施し、点検基準等の整備を検討する予定

応募社名	テーマ	対象消防用設備等	点検方法	評価結果(抜粋)
① TOA 株式会社	非常警報設備(放送設備)の状態監視が可能な「リモートメンテナンスサービス」の提案	非常警報設備 (放送設備)	ネットワークカメラやスマートフォンカメラを用いて撮影した映像を活用して外観点検を行うとともに、機器の故障状態や作動状態を遠隔で常時監視することで、スピーカーの配線や鳴動に係る点検を自動化する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己点検機能が確立されれば効率的な点検に寄与する。</li> <li>点検項目の削減になるが目視確認の項目が残る。</li> </ul>
② 一般社団法人 日本照明工業会	蓄電池の自動点検機能(仮)を搭載した誘導灯の提案	誘導灯	誘導灯の蓄電池を自動的に点検し、点検結果を誘導灯本体のモニタに表示させ、不良の有無の確認を行う。(将来的にはリモコンや無線化も検討)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動点検に伴い、点検者以外でも確認可能となり、不備事項を点検時期以外にも早期把握することができる。</li> <li>現地で確認しなくても済む仕組みの導入が望まれる。</li> </ul>
③ ヤマトプロ テック株式会 社	消防点検が不要または簡素化につながるIOT消火器BOXの提案	消火器	消火器BOXに設置された各種センサーやカメラ映像から、消火器の状態の監視を行う。(将来的にはこれらのデータに基づいてクラウドAIが異常の検知を行い、異常検知した場合は、点検結果を有資格者へ送付し確認を行うことを検討)	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境をモニターすることで、消火器の劣化程度を判断するのは眼のつけどころがよい。</li> <li>技術的にもコスト的にも導入は容易ではない。</li> </ul>
④ サンコー防災 株式会社	オンライン会議システムを活用した消火器のリモート点検の提案	消火器	オンライン会議システムを利用して、建物の所有者及び管理者がスマートフォンで有資格者の指示を受けながら消火器の点検を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係者のみで点検するよりも、有資格者と一緒に同じ目線で確認できる点は安心につながる。</li> <li>スマホカメラの性能や撮影・通信環境などによっては、正確性にばらつきが生じる可能性がある。</li> </ul>
⑤ 株式会社 Bit peeps	自動火災報知設備の受信機前での確認作業を感知器側などの現場サイドで確認できるシステムの提案	自動火災報知設備	センサーICTユニット、クラウド(AWS)、スマホアプリで構成されるシステムにより、自動火災報知設備の受信機前で行う確認作業を感知器側などの現場サイドで行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>省略が難しい感知器の担当が受信機での確認を行うことで受信機の担当者を省略しようということでは可能性はある。</li> <li>中・大型ビルでは操作が煩雑になり導入が難しい。</li> </ul>

# 検討部会の体制

## 消防用設備等の点検報告制度のあり方に関する検討部会

### 委員（案）

#### <学識経験者>

小林 恭一 東京理科大学総合研究院 教授  
河野 守 東京理科大学理工学研究科 国際火災科学専攻 教授  
水野 雅之 東京理科大学大学院理工学研究科 国際火災科学専攻 准教授

#### <消費者団体>

田辺 恵子 主婦連合会環境部 副部長

#### <事業者等>

大日方 良光 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 専務理事  
佐々木 正勝 一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会 会長  
村田 操 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会保全委員会 専門委員  
柴田 文明 一般社団法人日本損害保険協会業務企画部防災・安全グループグループリーダー

#### <消防関係団体>

岡田 昇 一般社団法人全国消防機器販売業協会 常務理事兼事務局長  
田中 経康 一般財団法人日本消防設備安全センター 執行理事  
鈴木 和男 一般社団法人全国消防機器協会 常務理事兼事務局長

#### <消防本部>

千葉県消防局予防部予防課査察対策室長  
東京消防庁予防部査察課長  
備北地区消防組合消防本部予防課長  
弘前地区消防事務組合消防本部予防課長

#### <事務局>

消防庁予防課

### 検討スケジュール（案）

年度内に2回開催予定（開催時期は実験スケジュールによるため未定）

## 防火対象物・防災管理対象物の定期点検

---

# 防火対象物点検制度（概要）

## 防火対象物点検制度の趣旨・目的

多人数を収容する一定の用途、構造の防火対象物の**管理権原者**に対して、消防法令により義務づけられている火災の予防上必要な事項について**防火対象物点検資格者**による技術的な観点からの定期点検を義務づけ、その結果を消防機関に報告させることにより、管理権原者による防火管理業務の消防法令への適合を確保するもの。



## 根拠法令等

### 消防法第8条の2の2

多人数を収容する一定の用途、構造の防火対象物の管理権原者に対して、当該防火対象物が消防法に関して総務省令で定める基準に適合しているかどうか、火災の予防に関する専門的知識を有する者（防火対象物点検資格者）による火災予防点検を義務づけるもの。点検が必要となるのは、消防法第8条第1項による防火管理を義務づけられる防火対象物のうち、火災予防上必要があるものとして政令で定めるもの。

### 消防法施行令第4条の2の2

政令で定めるものとは、施行令別表第一(一)から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ、(十六)項イ及び(十六の二)項に掲げる防火対象物で次の1、2に掲げるもの。

- 1 収容人員が300人以上のもの
- 2 施行令別表第一(一)から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階（一階及び二階を除く）に存する防火対象物で当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が二以上設けられていないもの

### 消防法施行規則第4条の2の4

法第8条の2の2第1項の規定による点検は、1年に1回行うものとする。

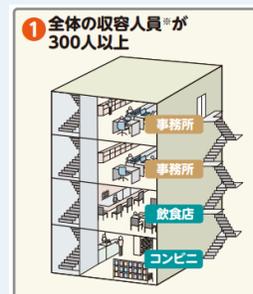
### 消防法施行規則第4条の2の6

総務省令で定める基準として、10項目を列記。

（防火管理者選任（解任）届出書等の有無、避難上必要な施設の適切な管理、防災対象物品の表示の有無等）

消防法施行規則第4条の2の6第1項第2号、第3号及び第7号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事項等を定める件（平成14年消防庁告示第12号）

規則に規定する10項目の一部について、更にその細目を規定。



1に該当



2に該当



施行令別表第一(一)から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イに該当する用途

上記以外の用途

各項目ごとの点検要領等を定め、通知した

## 点検要領等

消防法施行規則第4条の2の6第1項で定める点検基準に係る点検要領等について（平成14年12月13日付け消防安第125号）

上記規則、告示で定める項目について、**立ち会い、書類確認、聴取、目視確認**といった検査手法を用いた点検要領を通知。

# 防災管理点検制度（概要）

## 防災管理点検制度の趣旨・目的

一定の用途、規模の防火対象物の**管理権原者**に対して、地震等、火災以外の災害時に必要な事項について、**防災管理点検資格者**による技術的な観点からの定期点検を義務づけ、その結果を消防機関に報告させることにより、管理権原者による防災管理業務の消防法令への適合を確保するもの。



## 根拠法令等

### 消防法第36条

消防法第8条から第8条の2の3までを読み替え  
「防火管理者」⇒「防災管理者」等

### 消防法施行令第46条

消防法第36条の政令で定める建築物その他の工作物は、政令第4条の2の4の防火対象物とする（自衛消防組織を設置しなければならない対象物と同義）。

### 消防法施行規則第51条の14

消防法施行規則第4条の2の4の規定を準用する。  
（点検は、1年に1回行うものとする。）

### 消防法施行規則第51条の14

総務省令で定める基準として、5項目を列記。  
（防災管理者選任（解任）届出書等の有無、避難上必要な施設の適切な管理等）

### 消防法施行規則第51条の14第3号及び第4号の規定に基づき、防災管理者対象物の点検基準に係る事項等を定める件（平成20年消防庁告示第22号）

規則に規定する5項目の一部について、更にその細目を規定。

## 点検要領等

### 消防法施行規則第51条の14で定める点検基準に係る点検要領について（平成21年1月26日付け消防予第37号）

上記規則、告示で定める項目について、**立ち会い**、**書類確認**、**聴取**、**目視確認**といった検査手法を用いた点検要領を通知。

## 対象用途

共同住宅（5）項  
格納庫等（13）項  
倉庫（14）項 } 以外の全ての用途



## 規模

- ① 階数が11以上の防火対象物  
延べ面積10,000㎡以上
- ② 階数が5以上10以下の防火対象物  
延べ面積20,000㎡以上
- ③ 階数が4以下の防火対象物  
延べ面積50,000㎡以上
- ④ 地下街  
延べ面積1,000㎡以上

※ 複合用途の場合は、共同住宅、格納庫等、倉庫部分を除いた規模

各項目ごとの  
点検要領等を定め、  
通知した



# PHASE 2（技術中立化）への見直しの考え方（案）

- ・点検要領（通知）において示されている検査手法のうち、点検者の目視確認の技術中立化を検討する。
  - ・上記検討と並行して点検要領（通知）を改正し、包括的に技術代替可能とする規定を設ける。
- なお、目視確認以外の検査手法については、現段階で下表のとおり一定の技術中立化の方策を示すことが可能であることから、改正後の点検要領に明文化する。

## 見直しの方向性

検査手法		点検要領における点検内容(例)	技術中立化の方策(案)	期待される効果
立会い	① リアルタイムなコミュニケーションによる、点検作業の円滑化と消防計画の履行状況確認における真正性の担保	点検に際しては、原則として防火管理者等の関係者の立会いを求めること。（一般的留意事項1）	電子会議システムその他の電子的なツールによるコミュニケーションを、対面での立会い、聴取の代替とする。	防火対象物の関係者が、防火対象物に出向く必要がなくなる。（共用部を管理する管理権原者等関係者は当該防火対象物にいないケースがある。）
	② 防火対象物内の案内(施錠解錠)			
聴取	消防計画等の履行状況の確認（書類確認の補足、裏付け）	届出されている防火管理者が人事異動等により異動していないか、関係のある者の聴取及び従業員名簿等により確認すること。（点検項目：防火管理者選任（解任）、点検方法2）		
書類確認	① 必要な届出書類の有無	① 防火管理者選任（解任）届出書が出されていること。（点検項目：防火管理者選任（解任）、判定方法3）	電磁的記録の確認を、紙媒体での書類確認の代替とする。	点検資格者が、日時場所を問わずに作業することができる。
	② 届出書類の内容の適否	② 消防計画に定められた自衛消防の組織に係る事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認すること。（点検項目：自衛消防の組織、点検方法4）		
	③ 書類内容の履行の適否	③ 消防計画に定められたところにより、消火、通報及び避難の訓練が実施されていること。（点検項目：消火、通報及び避難訓練、判定方法）		
目視確認	① 設置が必要とされる設備等の有無	① 目視により防火対象物又はその部分に消火器の設置の有無を確認すること。（点検項目：消火器・簡易消火用具、点検方法3）	検討事項	
	② 設置されている設備等の管理状況の適否	② 避難施設の管理の状態を目視により確認すること。（点検項目：避難施設の維持管理及びその案内、点検方法5）		

技術中立化に当たって技術的な検討を要する対象

※ ハード面（各機器が備える機能）を点検する消防用設備等点検報告制度と違い、防火対象物・防災管理点検報告制度は、ソフト面（建物関係者が行う火災の予防上必要な事項の履行状況）を点検するものであることから、見直しの方向性も異なるものとなる。

# 目視確認の代替に関する技術的な検討の進め方（案）

## 技術的な検討のポイント

### ① 設置が必要とされる設備等の有無に関する点検項目

#### <課題>

消防用設備等の基準適合性の確認には、防火対象物の外観、内装、用途等の情報を総合的に収集することが必要であるが、各カメラの映像は情報が限られる。

#### 【(例) 消防用設備等（屋内消火栓設備）の場合 点検要領（抜粋）】

留意事項：(7) 無窓階に相当しないとして消防用設備等の設置基準を適用した場合にあっては避難上又は消火活動上有効な開口部の大きさ等について確認すること。

点検方法：3 目視により防火対象物又はその部分に屋内消火栓設備の設置の有無を確認すること。

判定方法：1 防火対象物又はその部分の用途、構造、規模に応じ設置されていること。

### ② 設置されている設備等の管理状況の適否に関する点検項目

#### <課題>

排気ダクト内の清掃状況など、一般的なカメラの映像では確認しづらい箇所の存在。

#### 【(例) 火を使用する設備の位置・構造及び管理等の場合 点検要領（抜粋）】

点検方法：設備の管理の状況について関係のある者の聴取及び目視により確認すること。

判定方法：厨房設備の天蓋及び天蓋と接続する排気ダクト内の清掃が行われていること。

## 検討の進め方（案）

- 目視確認に係る項目を挙げ、目視に代えて判定が可能な項目か否か、また、可能ならばどのような技術であるかを検討する。
- 目視確認が必要な項目が残る場合には、点検作業を効率化するための運用方法をまとめる（下段イメージ参照）。

➔ 上記について、「火災予防の実効性向上作業チーム」で具体的に検討を進める。

### 【運用イメージ例】

廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設及び防火戸の管理の状態の事前確認や、届出書データの提供による届出内容の事前確認等により、当日の現地点検を効率化。

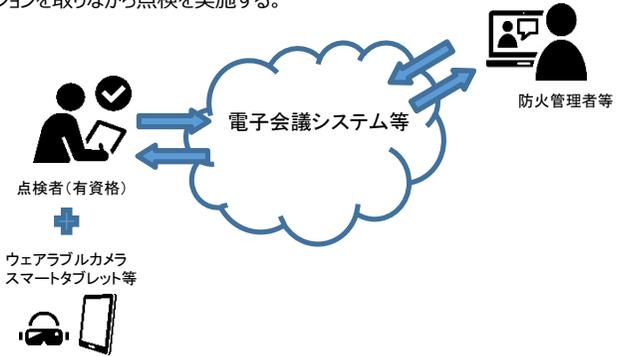
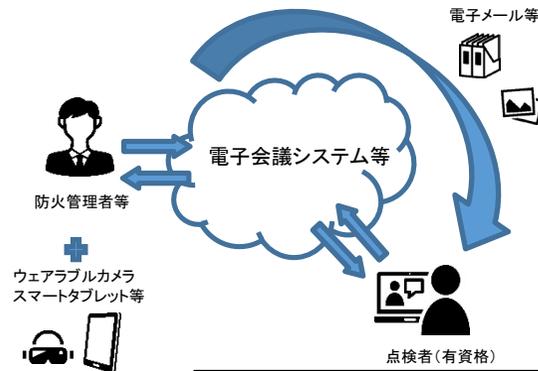
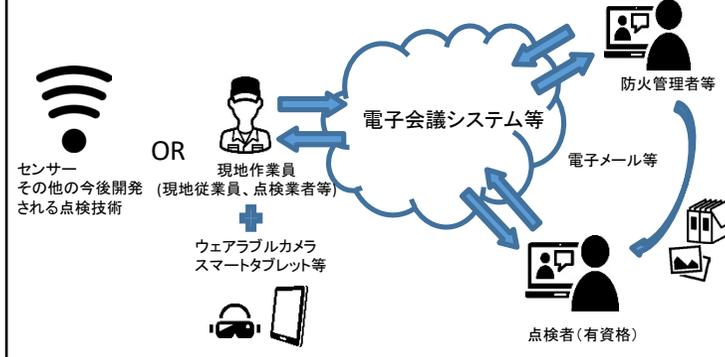
※「PHASE2及び3ともに、人力でなければ判断が難しい限定的な場合に限り目視、立入による検査等を実施」（R4. 6. 3デジタル臨時行政調査会資料）とされている。



カメラ映像による点検可能な部分は、画角や画質により限定的な範囲に留まるため、カメラで判断できない部分は現地で点検を行う。



# (参考) アナログ的検査手法の技術中立化のイメージ例

		対象物関係者（立会者）	
		現地	リモート
点検者	現地	 <p>点検者（有資格）      防火管理者等</p>	<p>点検者が現地で得た視覚情報を電子会議システム等で共有し、関係者とコミュニケーションを取りながら点検を実施する。</p>  <p>電子会議システム等</p> <p>防火管理者等</p> <p>点検者（有資格） + ウェアラブルカメラ スマートタブレット等</p> <p>中立化可能な検査手法：現地立会、書類確認、聴取</p>
	リモート	<p>現地の関係者等と電子会議システム等でコミュニケーションを取りながら、点検者がリモートで指示して必要な現地からの視覚情報を共有する。</p>  <p>電子メール等</p> <p>電子会議システム等</p> <p>防火管理者等</p> <p>+ ウェアラブルカメラ スマートタブレット等</p> <p>点検者（有資格）</p> <p>中立化可能な検査手法：書類確認、聴取</p>	<p>デジタル機器等により得た現地の視覚情報を電子会議システム等で共有し、関係者と点検者（及び現地作業員）とコミュニケーションを取りながら点検を実施する。</p>  <p>センサー その他の今後開発される点検技術</p> <p>OR</p> <p>現地作業員 (現地従業員、点検業者等)</p> <p>電子メール等</p> <p>電子会議システム等</p> <p>防火管理者等</p> <p>+ ウェアラブルカメラ スマートタブレット等</p> <p>点検者（有資格）</p> <p>中立化可能な検査手法：現地立会、書類確認、聴取、目視</p>

## 火災予防の実効性向上作業チーム

### 委員（案）

#### <学識経験者>

木下 健治 弁護士  
関澤 愛 東京理科大学総合研究院 教授  
中川 丈久 神戸大学大学院法学研究科 教授  
水野 雅之 東京理科大学大学院理工学研究科国際火災科学専攻 准教授  
森山 修治 日本大学工学部建築学科 教授

#### <消防本部>

盛岡地区広域消防組合消防本部 予防課長  
千葉市消防局予防部予防課 査察対策室長  
東京消防庁予防部 査察課長  
横浜市消防局予防部 指導課長  
京都市消防局予防部 予防課長  
大阪市消防局予防部 査察担当課長

#### <オブザーバー>

全国消防長会  
一般財団法人日本消防設備安全センター

#### <事務局>

消防庁予防課

### 検討スケジュール（案）

年度内に3回開催予定

## 2 報告事項

---

## 2 (1) 講習のオンライン化について

---

# 講習のオンライン化が必要な背景

政府の方針により、対面講習における申込～受講～受講修了証等発行までの一連の流れを、デジタル化された手法で行うことを求められている。（火災予防分野の各種講習では下記の8講習が該当）

## ▼書面掲示、**対面講習**、往訪閲覧、縦覧規制のPhase



【出典】 デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（別紙）及び（別表1）方針確定リスト（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会） ※消防庁で加工

# 火災予防分野における法定講習の一覧

講習名	実施主体	講習内容	オンライン化に関する取組
防火管理講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県</li> <li>・消防本部</li> <li>・登録講習機関</li> </ul> 【日本防火・防災協会】	火気管理の方法、防火管理に係る消防計画の作成方法等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録講習機関（日本防火・防災協会）がオンラインによる再講習を実施しており、新規講習については検討中</li> <li>・消防庁がオンライン講習の実施に係るガイドライン（P27を参照）を作成し、講習実施機関に周知</li> </ul>
防災管理講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県</li> <li>・消防本部</li> <li>・登録講習機関</li> </ul> 【日本防火・防災協会】	施設・設備の維持管理方法、防災管理に係る消防計画の作成方法について	<ul style="list-style-type: none"> <li>→ 先行事例あり（岐阜市消防本部における甲種防火管理新規講習、日本防火・防災協会における甲種防火管理再講習等）</li> <li>→ 引き続きフォローアップを行い、取組を推進</li> </ul>
自衛消防組織業務講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県</li> <li>・消防本部</li> <li>・登録講習機関</li> </ul> 【日本消防設備安全センター】	防災設備等に関する取扱い訓練、災害時における対応に係る総合訓練等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録講習機関（日本消防設備安全センター）が検討中</li> <li>・消防庁がオンライン講習の実施に係るガイドライン（P27を参照）を作成し、講習実施機関に周知</li> <li>→ 引き続きフォローアップを行い、取組を推進</li> </ul>
防火対象物点検資格者講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録講習機関</li> </ul> 【日本消防設備安全センター】	消防法規、消防用設備等技術基準、防火対象物の点検要領等について	
防災管理点検資格者講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録講習機関</li> </ul> 【日本消防設備安全センター】	消防法規、地震等による災害の被害軽減対策の概論、防災管理対象物の点検要領等について	登録講習機関（日本消防設備安全センター）がオンラインによる再講習を実施しており、新規講習については検討中
消防設備点検資格者講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録講習機関</li> </ul> 【日本消防設備安全センター】	消防用設備等の点検制度、消防用設備等技術基準等について	
消防設備士講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県</li> <li>・市町村長その他の機関</li> </ul>	消防用設備等又は特殊消防用設備等関係法令、防火に関する他法令、工事・整備について	消防庁がオンライン講習の実施に係るガイドラインを作成し、都道府県・消防本部に周知 → 対応状況についてはP25を参照

# 消防設備士講習

---

# 消防設備士講習のオンライン化の対応状況について

事務区分	事務の主体	デジタル化の対応状況
講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県</li> <li>※各都道府県の消防設備安全協会に事務委託されている（私法上の契約に基づくもの）。</li> <li>※消防法第17条の10において、総務大臣による指定講習機関の規定が設けられているが、指定実績なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「消防設備士講習のオンライン化の推進について」（令和5年3月22日付け消防予第184号）により、「消防設備士講習のオンライン化に係るガイドライン」を通知するとともに、令和6年6月までを目処として、消防設備士講習のオンライン化について、速やかに具体的な検討を進めるよう、都道府県に依頼。</li> </ul>

「消防設備士講習のオンライン化の検討状況調査について」（令和4年12月13日付け消防予第619号）により、各都道府県におけるオンライン化の検討状況を調査

## 消防設備士講習のオンライン化の予定について

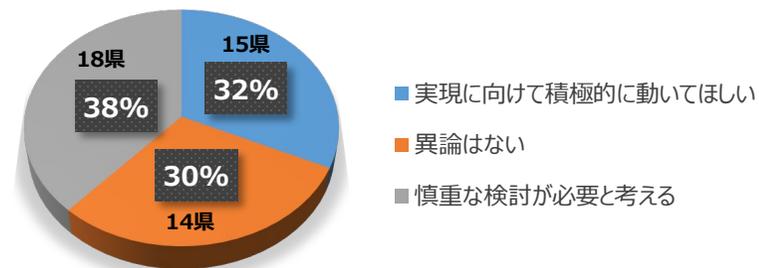
※数字は都道府県数

	オンライン化済み	オンライン化予定	未定
申込	2	2	43
受講	0	1	46
受講修了証等発行	0	1	46

＜消防設備士講習のオンライン化に当たっての課題について＞

- ・ 予算の確保
- ・ オンライン化するためのノウハウ
- ・ 対応するための人員
- ・ 講習の委託先との調整

## 国において講習実施 機関を新たに指定等することで、当該講習実施機関によってオンラインによる消防設備士講習を提供することについて



講習のオンライン化（免状のデジタル化を含む）のあり方について、夏頃を目途に、都道府県の担当部局と消防庁との間での意見交換の機会を設ける予定。

## ＜参考＞

事務区分	事務の主体	デジタル化の対応状況
試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（一財）消防試験研究センター</li> <li>※消防法第17条の9第1項の規定により、都道府県が指定試験機関（上記センター）に事務を委任しているため、同条第3項の規定により、都道府県では事務を行っていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験申込・手数料の納付のいずれも、（一財）消防試験研究センターのシステムによりデジタル化している。（現在、試験申込のうち添付書類が必要となる場合（科目免除の申請等）は、オンラインによる申込みができないが、令和5年度のシステム改修により令和6年度中にオンライン申込に対応する見込み）</li> </ul>
免状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県</li> <li>※（一財）消防試験研究センターに事務委託されている（私法上の契約に基づくもの）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・免状の交付申請は、対面（郵送を含む。）のみ対応</li> <li>・手数料の納付はほとんどの都道府県では収入証紙による。（一部の県ではオンラインに対応）</li> <li>※ 危険物取扱者免状も同様に（一財）消防試験研究センターにより処理されていることから、消防設備士と一体的に検討する。</li> </ul>

## 防火・防災管理に関する講習

---

## 第1章 総論

### ● 防火・防災管理に関する講習における講習機関の役割について

受講者に防火・防災管理の重要性を認識させ、必要な防火・防災管理のための知識を習得させるための質の高い講習を行う体制を構築すること。

### ● デジタル社会の実現に向けた防火・防災管理に関する講習のオンライン化について

「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)において、「速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置」することとされたことを踏まえ、デジタル社会の実現に向けスピード感を持って講習のオンライン化を推進していくこと。

### ● 講習の実施方法の概要について

#### ・ガイドラインの対象となる講習

①甲種防火管理講習 ②乙種防火管理講習 ③自衛消防業務講習 ④防災管理講習

#### ・ガイドラインの対象となる講習機関

①都道府県 ②消防本部 ③総務大臣登録講習機関

#### ・講習の実施方法

【従来の実施方法】①集合型

【新たな実施方法】②オンライン型 ③ハイブリッド型

## 第2章 実施に係る基本事項

### ● 集合型の基本事項

従来の対面的な申請・受講・修了証交付に加え、オンラインによる申請及び修了証交付を選択肢として追加した。

### ● オンライン型の基本事項

・オンラインによる「申請～受講～修了証交付」を行うデジタル完結を基本とする実施方法とした。

・具体的な実施方法として、「オンデマンド方式」及び「Web会議方式」に区分した。

・本人確認は、受講申請時に顔写真付き身分証明書の提出を行うこととした。

・受講状況の確認は、「パソコンのWebカメラを通じた確認」や「オンライン講習システムの顔認証機能による確認」により、行うこととした。

### ● ハイブリッド型の基本事項

講習の一部として実技を行うものに対応するため、講義をオンライン型、実技を集合型で行うハイブリッドな実施方法とした。

## 第3章 講習の内容

### ● 甲種防火管理講習・乙種防火管理講習・自衛消防業務講習・防災管理講習の内容について

従来の対面で行うことを想定した講義内容及び実技内容について、オンライン型で講習を実施することも想定した内容に修正した。

主な修正は、オンライン型では、消火器、屋内消火栓や避難器具等の消防用設備の実技映像を使用することとし、従来の集合型と同等な講習内容を行うこととした。

# (参考) 先行的な取組事例 <岐阜市消防本部>

講習種別：甲種防火管理新規講習

講習時間：10時間

特徴：座学を「オンライン型オンデマンド方式」、実技※を「集合型対面方式」で開催するハイブリッド型（※消火器等取扱い講習）

開始：令和4年3月～

## eラーニングによる講習の概要

- ▶ パソコン、タブレット、スマートフォン等で、受講期間内に「eラーニング」を受講する。  
(オンライン9時間)  
※期間内であれば中断・再開・復習が可能
- ▶ eラーニングを受講後、指定された開催日に岐阜市消防本部で「実技講習」を受講し、「効果測定」に合格した者に修了証を交付する。(対面1時間)

## 受講定員

受講定員 100人

(年間8回開催、合計受講定員 800人) ※令和4年度実施数

## 申込方法

岐阜市オンライン申請総合窓口サイトから申し込み

## 支払方法

口座振込（振込先口座は、申込完了のメールに記載）

## テキスト及びオンライン受講用ID等の送付

テキスト、受講用URL、ID、パスワードを同封し郵送

## 修了証の交付

eラーニング及び実技講習を受講後に、効果測定に合格した者にその場で修了証（紙）を交付する。

## 講習内容（岐阜市消防本部HPより）

### eラーニング講習

講習時間

9時間

講習科目

1. 防火管理の意義と制度の概要
2. 火気取扱いの基本知識と出火防止対策
3. 施設・設備の維持管理
4. 自衛消防（実技訓練を除く）
5. 防火管理の進め方と消防計画

### 実技講習・効果測定

講習時間

1時程度

講習場所

岐阜市消防本部 6階

内容

自衛消防（実技）  
効果測定  
修了証の交付

# (参考) 先行的な取組事例 <日本防火・防災協会>

講習種別：①甲種防火管理再講習、②甲種防火・防災管理再講習併催  
講習時間：①2時間、②3時間  
特徴：オンライン型Web会議方式  
開始：令和3年4月～

## eラーニングによる講習の概要

- 指定した日時にすべての受講者がインターネットに接続しているパソコン等を利用し、職場や自宅等から一斉受講する。  
※一時停止、早送りや巻き戻しは不可
- 受講閲覧ログを記録し受講状況を管理する。
- 講習時間終了後にアンケートを行い、受講状況を確認する。

## 受講定員

受講定員 90人  
(年間28回開催、①及び②の合計受講定員 2,520人)  
※令和4年度実施数

## 申込方法

オンライン申請 (令和2年3月より運用)

## 支払方法

クレジットカード決済 (令和2年3月より運用)  
コンビニ決済

## テキスト及びオンライン受講用ID等の送付

テキスト、パスワードを同封し郵送  
(受講用URLは、HPへ公開)

## 修了証の交付

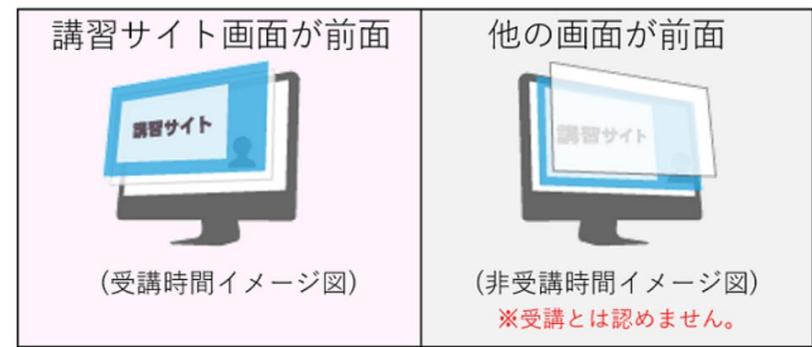
講習時間2時間のうち、受講閲覧時間ログが1時間30分以上かつ講習終了後のアンケートに回答した者に修了証(カード)を郵送

## 講習内容

- おおむね過去5年間における防火管理に関する法令の改正の概要に関すること。
- 火災事例等の研究に関すること。

## 受講閲覧時間ログについて (日本防火・防災協会HPより)

- 講習サイトを画面の前面に表示している時間を受講閲覧時間として記録する。



## 2 (2) 電子申請等の推進について

---

# 予防行政における手続きのデジタル化に向けた検討

新型コロナウイルス感染症対策やデジタルガバメントの実現のために、「**書面主義、押印主義、対面主義の見直し**」や「**行政手続のオンライン化の推進、業務プロセス・システムの標準化**」といった課題への対応が必要

## 令和2年度

### ○ 消防法令に規定する申請書等において押印を廃止及びオンライン化の推進（令和2年12月）

→ 消防法施行規則等を改正し、恒常的に申請・届出時の押印を廃止する。また、これにより、電子メールに申請書等を添付して送付することが容易になる（改正内容やオンライン化の推進を各消防本部に通知）。



## 令和3年度

### ○ 火災予防分野における電子申請等の標準モデルの構築等

→ 消防行政のうち、申請・届出の多い火災予防分野の手続きを中心に、電子申請等を行う場合の業務フローや標準様式の検討及び実証実験の実施により標準モデルを構築する。なお、申請者等の利便性の向上の観点から、市町村共通の電子申請基盤であるマイナポータル「ぴったりサービス」を利用し、申請窓口を一元化することを想定。



## 令和4年度

### ○ 令和4年度中に電子申請等の受付を開始できるように各消防本部の積極的な取組を促進

→ 標準モデル対応の電子申請等を導入する消防本部を支援するためのアドバイザーを設置。また、令和3年度に標準モデル構築の対象とした19手続（10様式）以外の火災予防分野の手続きについても、マイナポータル「ぴったりサービス」に係る標準様式・入力フォームの整備を行う。



## 令和5年度

### ○ マイナポータル「ぴったりサービス」に係る標準様式等の充実・各消防本部の取組のフォローアップ

→ 火災予防分野に加えて、危険物保安及び石油コンビナート等の保安の各分野における各種手続に係る標準様式・入力フォームの整備を行う。また、引き続き電子申請等の導入を促進するため、各消防本部へのフォローアップを継続する。

# 消防法令における各種手続の電子申請等の推進

- 消防法令（火災予防、危険物保安及び石油コンビナート等の保安の各分野）における各種手続について、申請者等の利便性向上の観点から、マイナポータル「ぴったりサービス」に係る標準モデル・入力フォームの充実、強化を図る。**令和5年度は、火災予防分野に加えて、危険物保安及び石油コンビナート等の保安の各分野における各種手続の新規プリセットを実施する。**
- 消防本部等において電子申請等を受け付けるために必要となる**LGWAN接続端末の整備等に要する費用に地方財政措置**を講じており、**消防本部における早期の電子申請等の導入を促進。**

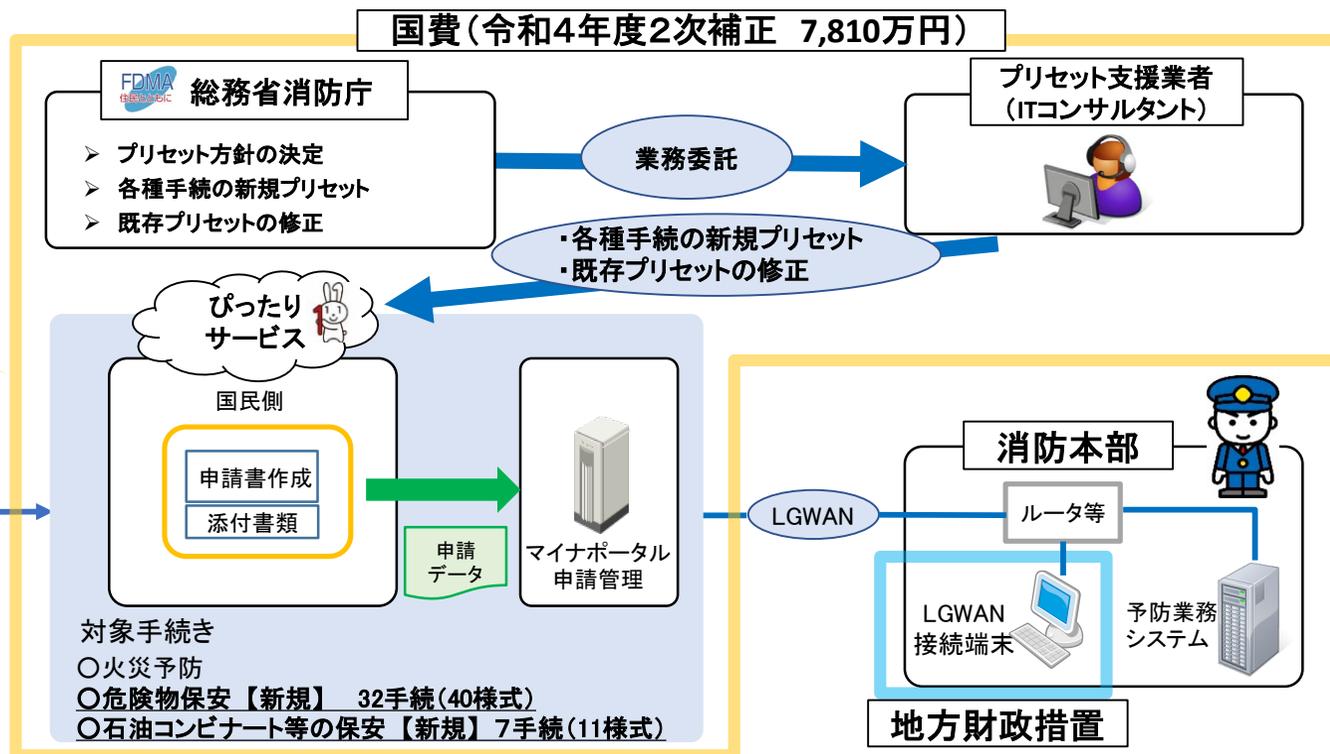
## 【施策のイメージ】

### <導入検討に当たってのポイント>

- ぴったりサービス・マイナポータル申請管理は、希望する全ての消防本部で利用可能。
- 利用には、**LGWAN接続、LGWAN接続端末の整備が必要。**



インターネット



## 【令和5年4月1日時点の火災予防分野における電子申請等の導入状況（全722本部）】

	導入済	導入予定*	R5年度中の導入検討	R6年度以降の導入検討	導入時期未定
消防本部数	348本部 (48.2%)	122本部 (16.9%)	47本部 (6.5%)	41本部 (5.7%)	164本部 (22.7%)

※ 令和5年度当初予算に事業が計上されているなど導入がほぼ確実である消防本部

# ぴったりサービスへの標準様式の登録について

○ 令和3年度から令和4年度までの2年間で、火災予防分野の各種手続（下記表一覧）のぴったりサービスへの標準様式の登録が完了。

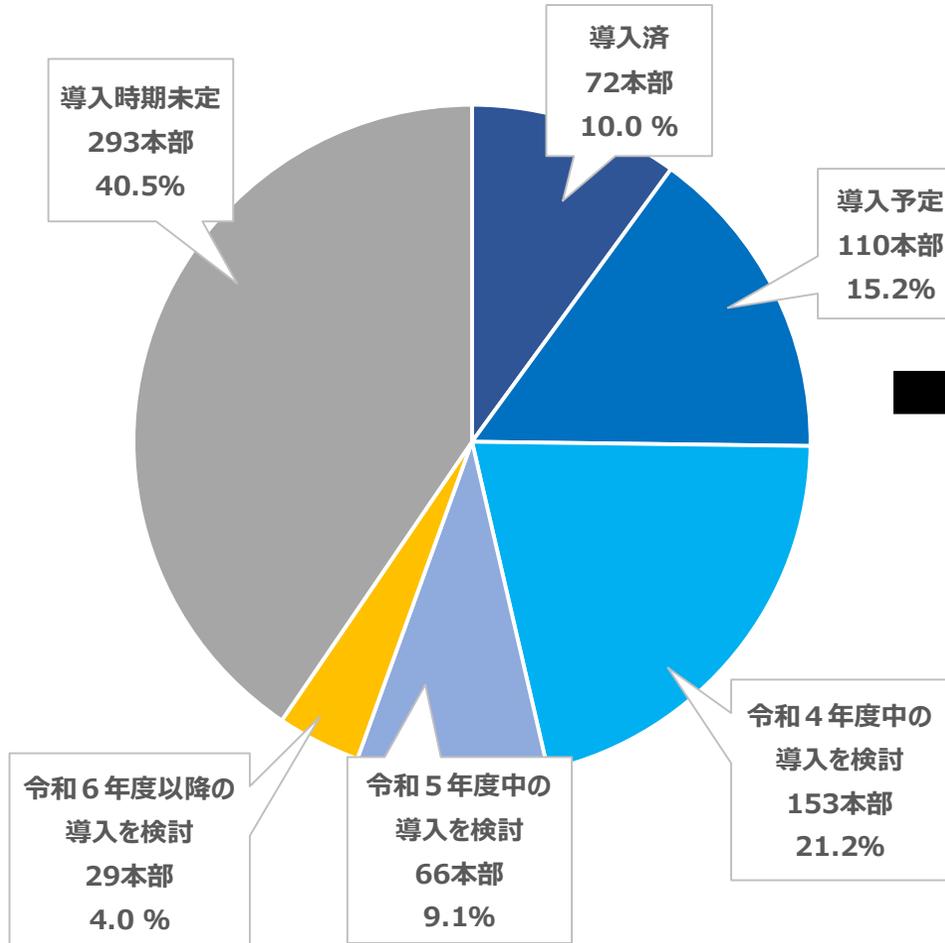
番号	手続名	番号	手続名
1	防火管理者の選任届	15	工事整備対象設備等の着工届
2	防火管理者の解任届	16	消防計画の作成（変更）届
3	防災管理者の選任届	17	防災管理に係る消防計画の作成（変更）届
4	防災管理者の解任届	18	防火対象物全体の防火管理に係る消防計画の作成（変更）届
5	統括防火管理者の選任届	19	防災管理対象物全体の防災管理に係る消防計画の作成（変更）届
6	統括防火管理者の解任届	20	防火対象物点検報告特例認定申請
7	統括防災管理者の選任届	21	防災管理点検報告特例認定申請
8	統括防災管理者の解任届	22	管理権原者変更届（防火管理）
9	防火対象物点検結果の報告	23	管理権原者変更届（防災管理）
10	防災管理対象物点検結果の報告	24	防火対象物使用開始届出
11	自衛消防組織の設置届	25	火を使用する設備等の設置の届出（炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機）
12	自衛消防組織の変更届	26	火を使用する設備等の設置の届出（急速充電設備・燃料電池発電設備・発電設備・変電設備・蓄電池設備）
13	消防用設備等（特殊消防用設備等）の設置届	27	消防訓練届出
14	消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検報告		

※ 1～23の項目は、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）において、ぴったりサービスへの登録が必要とされた23手続であり、措置済み。24～27の項目は、火災予防条例関係の手続のうち、申請件数が多いものを優先的にぴったりサービスへ登録。

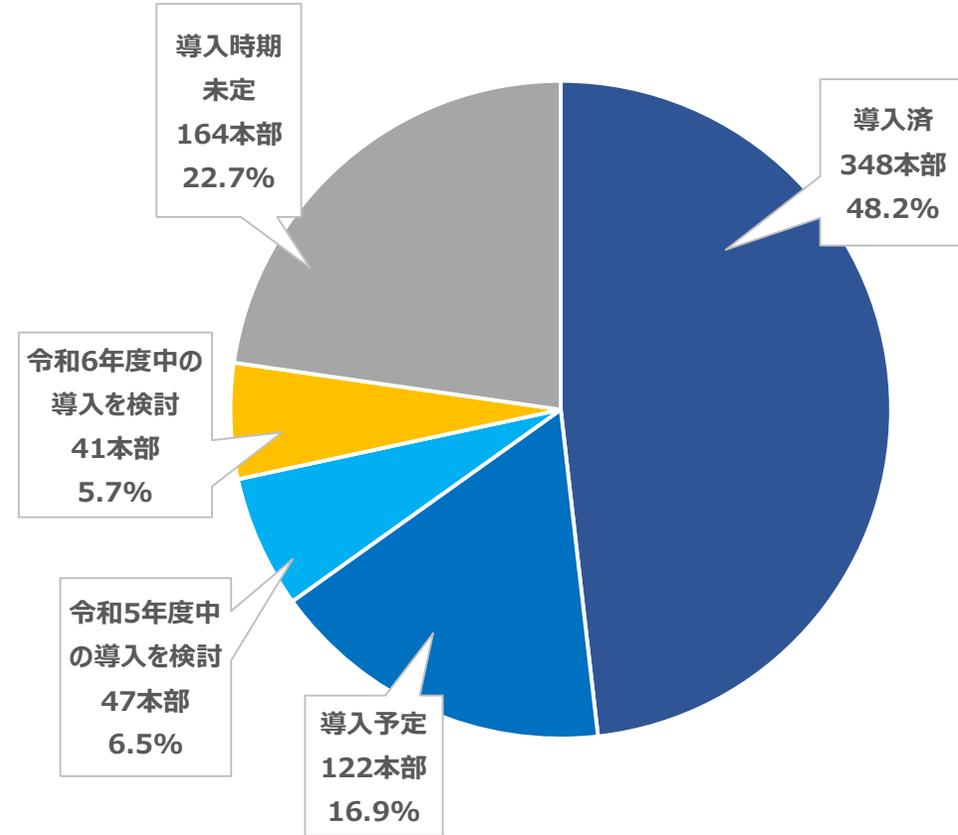
# 火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入状況①

## 電子申請等の導入状況について

令和4年6月1日時点  
(全723消防本部)



令和5年4月1日時点  
(全722消防本部)



1 「電子申請等」は、電子申請システムを利用する場合だけでなく、電子メールでの受付を含む  
 2 「導入予定」とは予算措置の目処がつくなど導入がほぼ確実である消防本部  
 3 「令和4年度中の導入を検討」とは、令和4年度中の導入を目指して検討している消防本部

1 「電子申請等」は、電子申請システムを利用する場合だけでなく、電子メールでの受付を含む  
 2 「導入予定」とは、令和5年度当初予算に事業が計上されているなど導入がほぼ確実である消防本部  
 3 「令和5年度中の導入を検討」とは、令和5年度中の導入を目指して検討している消防本部

# (参考) 火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入状況②

## 都道府県ごとの電子申請等の導入状況について (令和5年4月1日時点)

都道府県	本部数	導入済 (a)	導入予定 (b)	令和5年度中の導入を検討 (c)	令和5年度末見込み	
					(a) + (b) + (c)	
<b>全国</b>	<b>722</b>	<b>348 (48.2%)</b>	<b>122 (16.9%)</b>	<b>47 (6.5%)</b>	<b>517</b>	<b>(71.6%)</b>
北海道	58	27 (46.6%)	9 (15.5%)	4 (6.9%)	40	(69.0%)
青森	11	5 (45.5%)	2 (18.2%)	1 (9.1%)	8	(72.7%)
岩手	12	4 (33.3%)	5 (41.7%)	2 (16.7%)	11	(91.7%)
宮城	11	2 (18.2%)	3 (27.3%)	2 (18.2%)	7	(63.6%)
秋田	13	9 (69.2%)	0 (0.0%)	3 (23.1%)	12	(92.3%)
山形	12	7 (58.3%)	2 (16.7%)	1 (8.3%)	10	(83.3%)
福島	12	5 (41.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5	(41.7%)
茨城	24	10 (41.7%)	3 (12.5%)	2 (8.3%)	15	(62.5%)
栃木	12	5 (41.7%)	1 (8.3%)	1 (8.3%)	7	(58.3%)
群馬	11	5 (45.5%)	2 (18.2%)	0 (0.0%)	7	(63.6%)
埼玉	26	8 (30.8%)	6 (23.1%)	0 (0.0%)	14	(53.8%)
千葉	31	7 (22.6%)	3 (9.7%)	6 (19.4%)	16	(51.6%)
東京	5	3 (60.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)	4	(80.0%)
神奈川	23	12 (52.2%)	3 (13.0%)	3 (13.0%)	18	(78.3%)
新潟	19	17 (89.5%)	2 (10.5%)	0 (0.0%)	19	(100.0%)
富山	7	3 (42.9%)	3 (42.9%)	0 (0.0%)	6	(85.7%)
石川	11	6 (54.5%)	2 (18.2%)	0 (0.0%)	8	(72.7%)
福井	9	5 (55.6%)	0 (0.0%)	1 (11.1%)	6	(66.7%)
山梨	10	1 (10.0%)	2 (20.0%)	0 (0.0%)	3	(30.0%)
長野	13	5 (38.5%)	1 (7.7%)	1 (7.7%)	7	(53.8%)
岐阜	20	14 (70.0%)	4 (20.0%)	0 (0.0%)	18	(90.0%)
静岡	16	8 (50.0%)	4 (25.0%)	1 (6.3%)	13	(81.3%)
愛知	34	26 (76.5%)	4 (11.8%)	0 (0.0%)	30	(88.2%)
三重	15	7 (46.7%)	1 (6.7%)	1 (6.7%)	9	(60.0%)

都道府県	本部数	導入済 (a)	導入予定 (b)	令和5年度中の導入を検討 (c)	令和5年度末見込み	
					(a) + (b) + (c)	
滋賀	7	2 (28.6%)	1 (14.3%)	0 (0.0%)	3	(42.9%)
京都	15	6 (40.0%)	3 (20.0%)	1 (6.7%)	10	(66.7%)
大阪	26	17 (65.4%)	6 (23.1%)	0 (0.0%)	23	(88.5%)
兵庫	24	11 (45.8%)	5 (20.8%)	1 (4.2%)	17	(70.8%)
奈良	3	2 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2	(66.7%)
和歌山	17	9 (52.9%)	3 (17.6%)	1 (5.9%)	13	(76.5%)
鳥取	3	3 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3	(100.0%)
島根	9	6 (66.7%)	1 (11.1%)	0 (0.0%)	7	(77.8%)
岡山	14	7 (50.0%)	5 (35.7%)	2 (14.3%)	14	(100.0%)
広島	13	6 (46.2%)	2 (15.4%)	3 (23.1%)	11	(84.6%)
山口	12	7 (58.3%)	3 (25.0%)	1 (8.3%)	11	(91.7%)
徳島	13	4 (30.8%)	4 (30.8%)	0 (0.0%)	8	(61.5%)
香川	9	5 (55.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5	(55.6%)
愛媛	14	5 (35.7%)	3 (21.4%)	1 (7.1%)	9	(64.3%)
高知	15	3 (20.0%)	3 (20.0%)	1 (6.7%)	7	(46.7%)
福岡	24	11 (45.8%)	4 (16.7%)	2 (8.3%)	17	(70.8%)
佐賀	5	2 (40.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)	3	(60.0%)
長崎	10	6 (60.0%)	2 (20.0%)	2 (20.0%)	10	(100.0%)
熊本	12	5 (41.7%)	4 (33.3%)	1 (8.3%)	10	(83.3%)
大分	14	11 (78.6%)	1 (7.1%)	0 (0.0%)	12	(85.7%)
宮崎	10	6 (60.0%)	0 (0.0%)	1 (10.0%)	7	(70.0%)
鹿児島	20	5 (25.0%)	5 (25.0%)	0 (0.0%)	10	(50.0%)
沖縄	18	8 (44.4%)	3 (16.7%)	1 (5.6%)	12	(66.7%)

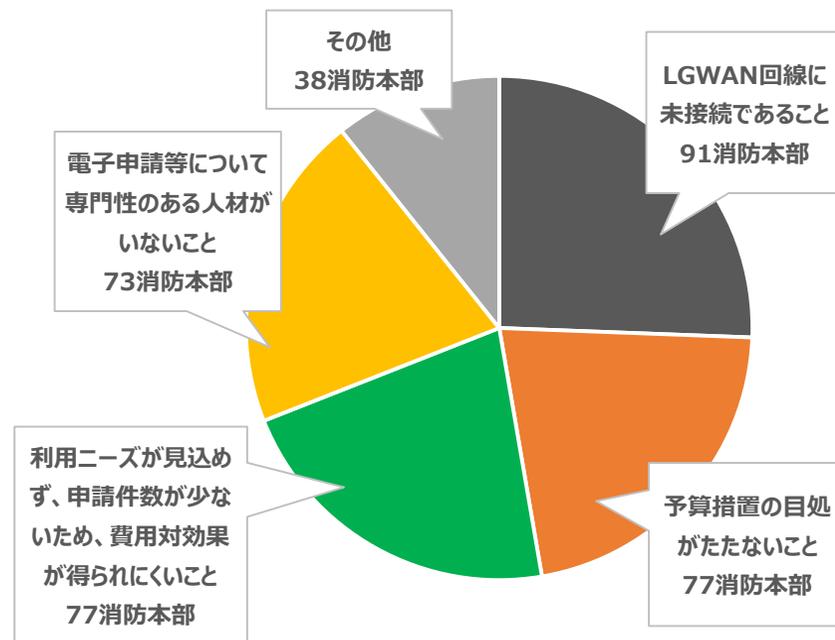
- 1 「電子申請等」は、電子申請システムを利用する場合だけでなく、電子メールでの受付を含む
- 2 「導入予定」とは、令和5年度当初予算に事業が計上されているなど導入がほぼ確実である消防本部
- 3 「令和5年度中の導入を検討」とは、令和5年度中の導入を目指して検討している消防本部

# (参考) 火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入状況③

導入時期が「令和6年度中」又は「未定」と回答している消防本部について（令和5年4月1日時点）

都道府県	本部数	令和6年度中の導入を検討(d)	導入時期未定(e)	都道府県	本部数	令和6年度中の導入を検討(d)	導入時期未定(e)
全国	722	41 (5.7%)	164 (22.7%)	滋賀	7	2 (28.6%)	2 (28.6%)
北海道	58	3 (5.2%)	15 (25.9%)	京都	15	0 (0.0%)	5 (33.3%)
青森	11	2 (18.2%)	1 (9.1%)	大阪	26	1 (3.8%)	2 (7.7%)
岩手	12	0 (0.0%)	1 (8.3%)	兵庫	24	1 (4.2%)	6 (25.0%)
宮城	11	1 (9.1%)	3 (27.3%)	奈良	3	1 (33.3%)	0 (0.0%)
秋田	13	0 (0.0%)	1 (7.7%)	和歌山	17	1 (5.9%)	3 (17.6%)
山形	12	0 (0.0%)	2 (16.7%)	鳥取	3	0 (0.0%)	0 (0.0%)
福島	12	1 (8.3%)	6 (50.0%)	島根	9	1 (11.1%)	1 (11.1%)
茨城	24	3 (12.5%)	6 (25.0%)	岡山	14	0 (0.0%)	0 (0.0%)
栃木	12	0 (0.0%)	5 (41.7%)	広島	13	1 (7.7%)	1 (7.7%)
群馬	11	1 (9.1%)	3 (27.3%)	山口	12	0 (0.0%)	1 (8.3%)
埼玉	26	3 (11.5%)	9 (34.6%)	徳島	13	2 (15.4%)	3 (23.1%)
千葉	31	4 (12.9%)	11 (35.5%)	香川	9	2 (22.2%)	2 (22.2%)
東京	5	0 (0.0%)	1 (20.0%)	愛媛	14	1 (7.1%)	4 (28.6%)
神奈川	23	1 (4.3%)	4 (17.4%)	高知	15	0 (0.0%)	8 (53.3%)
新潟	19	0 (0.0%)	0 (0.0%)	福岡	24	0 (0.0%)	7 (29.2%)
富山	7	0 (0.0%)	1 (14.3%)	佐賀	5	1 (20.0%)	1 (20.0%)
石川	11	0 (0.0%)	3 (27.3%)	長崎	10	0 (0.0%)	0 (0.0%)
福井	9	1 (11.1%)	2 (22.2%)	熊本	12	1 (8.3%)	1 (8.3%)
山梨	10	0 (0.0%)	7 (70.0%)	大分	14	1 (7.1%)	1 (7.1%)
長野	13	0 (0.0%)	6 (46.2%)	宮崎	10	1 (10.0%)	2 (20.0%)
岐阜	20	0 (0.0%)	2 (10.0%)	鹿児島	20	2 (10.0%)	8 (40.0%)
静岡	16	0 (0.0%)	3 (18.8%)	沖縄	18	1 (5.6%)	5 (27.8%)
愛知	34	0 (0.0%)	4 (11.8%)				
三重	15	1 (6.7%)	5 (33.3%)				

## 電子申請等の導入にあたっての課題



「導入時期未定」と回答した164本部が対象

※複数選択可としているため 延べ356本部

## (参考) 電子申請等の推進に関する今後の対応

### ○ 消防本部から挙げられた課題への対応を通知。

「火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に関する状況調査の結果等について（通知）」（令和5年6月15日付け消防予第355号）

消防本部から挙げられた課題	対 応
LGWANの接続	申請者の利便性向上を第一に考え、まずは電子メールでの受付体制を速やかに構築を依頼。
予算措置や費用対効果	LGWANの接続がなされている場合には、ぴったりサービスは、新たな経費負担なく利用が可能。
専門性のある人材の不足	地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業 <sup>※1</sup> の「地方公共団体のDX」分野でのアドバイザー派遣や地域情報化アドバイザー派遣制度 <sup>※2</sup> の活用を依頼。

※1 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業：地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣する事業  
<https://www.jfm.go.jp/support/development/keieizaimu.html>

※2 地域情報化アドバイザー派遣制度：情報通信技術（ICT）やデータ活用を通じた地域課題解決に精通した専門家に「地域情報化アドバイザー」を委嘱し、地方公共団体等からの求めに応じて派遣することで、ICT利活用に関する助言等を行う事業  
<https://www.r-ict-advisor.jp/>

### ○ 消防本部における電子申請等の早期の導入を目指して、引き続きフォローアップを実施。

# (参考) 消防同意の電子化について①

## 消防同意とは

- 消防法第7条において、建築物の新築、増築、改築、移転、修繕、模様替え、用途の変更又は使用に当たって、許可、認可又は確認を行うに際しては、消防長又は消防署長の同意（以下、「消防同意」という。）が必要であると規定されている。
- 消防機関が、防火の専門家としての立場から、建築行政に対して、建築物の新築等の計画の段階で防火上の観点からチェックし、予防行政の目的を達成しようとするものである。

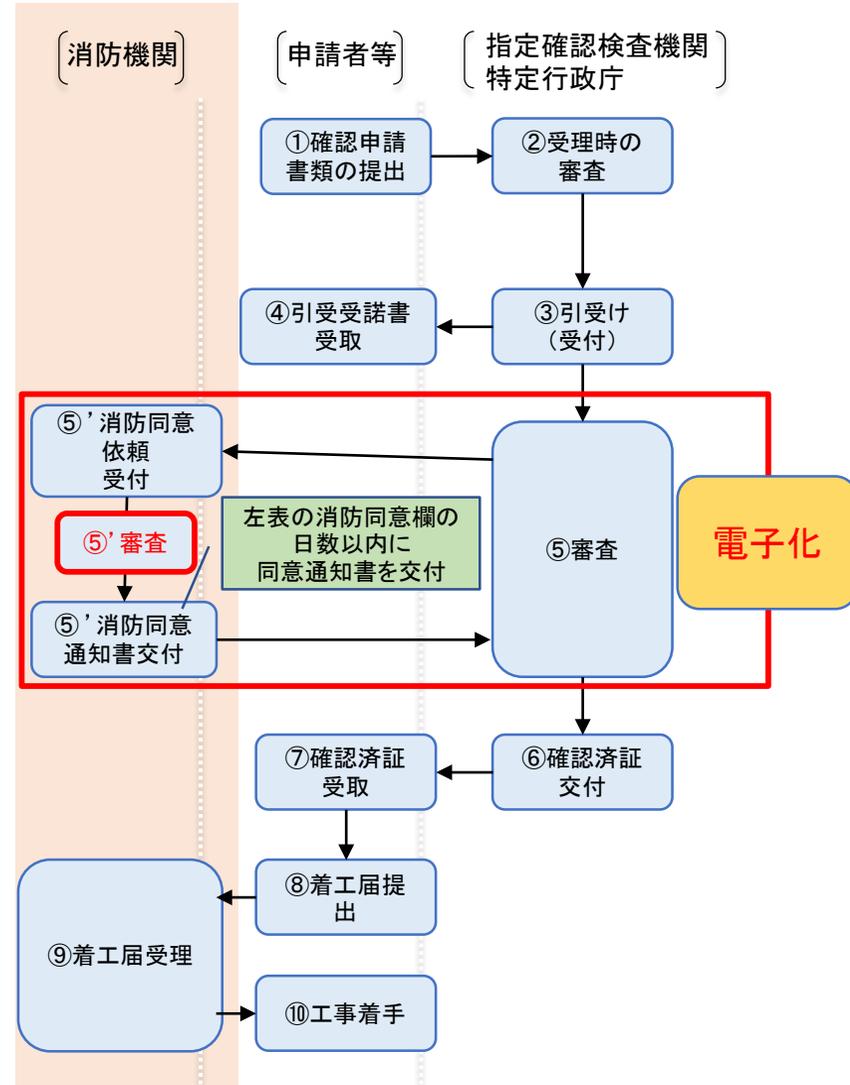
## 建築確認及び消防同意の事務処理期間について

建基法第6条	第1号	第2号	第3号	第4号
建築物規模	倉庫等の特殊建築物 (当該部分の床面積200m <sup>2</sup> 超)	※木造で以下のいずれかに該当するもの ・3階以上 ・延べ面積500m <sup>2</sup> 超 ・高さ13m超 ・軒の高さ9m超	※木造以外で以下のいずれかに該当するもの ・2階以上 ・延べ面積200m <sup>2</sup> 超	左記以外
建築基準法確認申請	35日	35日	35日	7日
消防法消防同意	7日	7日	7日	3日

## 消防同意の件数

令和2年度	令和3年度
208,469 件	207,611 件

## 消防同意事務の一般的な流れ



## (参考) 消防同意の電子化について②

### 建築確認、消防同意の電子化に向けたこれまでの取組みについて

○建築確認等の申請書に添付する図面等が電子的に作成されることが一般的となってきたことを踏まえて、**国土交通省において、建築確認手続き等における電子申請の取扱いを明確化。**

○指定確認検査機関に対する戸建住宅の確認申請を中心に電子化への対応が進んでいることを踏まえて、**消防庁において、消防同意における電子申請の取扱いを明確化。**

- ・「電子申請による建築確認に係る消防同意等事務の取扱いについて（通知）」  
（平成27年2月消防庁予防課）
- ・「消防同意等の電子化に向けたシステム導入対応マニュアル」の送付について  
（平成29年9月消防庁予防課）

○規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえた押印手続き等の見直しが行なわれたことを受け、**建築確認手続き、消防同意においても、電子メール等による申請等が可能である旨を周知。**

- ・「建築確認手続き等における電子申請の取り扱いについて（技術的助言）」  
（令和3年2月国土交通省住宅局建築指導課）
- ・「電子申請による建築確認に係る消防同意等事務の取扱いについて」  
（令和3年2月消防庁予防課）

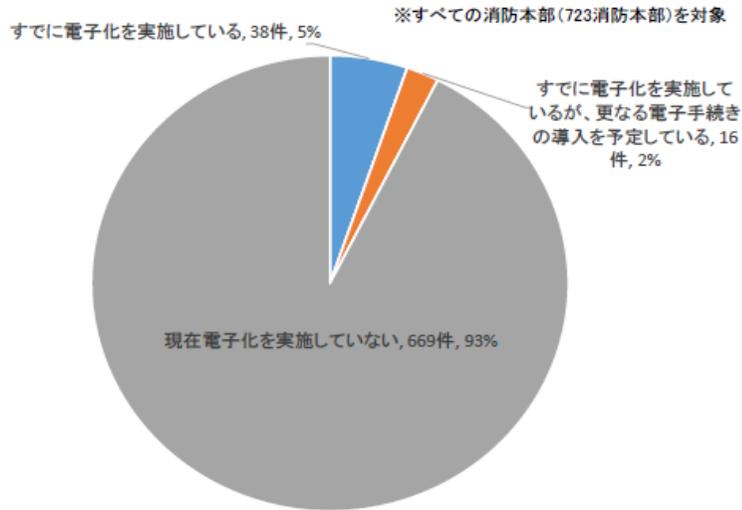
○「消防同意等の電子化に向けたシステム導入対応マニュアル」を改正し、**押印手続き等の見直しに対応。**

- ・「消防同意等の電子化に向けたシステム導入対応マニュアルの改正について」  
（令和5年2月消防庁予防課）

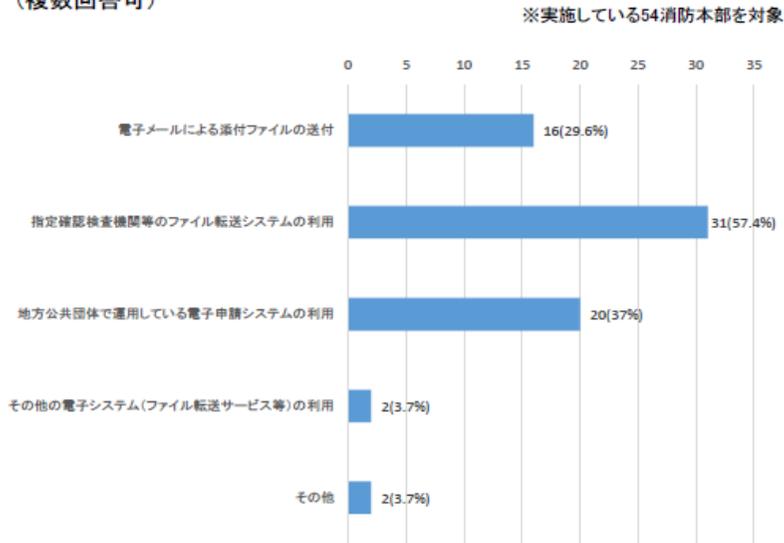
# (参考) 消防同意の電子化について③

## 消防同意等の電子化の現況調査の結果について（令和4年6月1日時点）

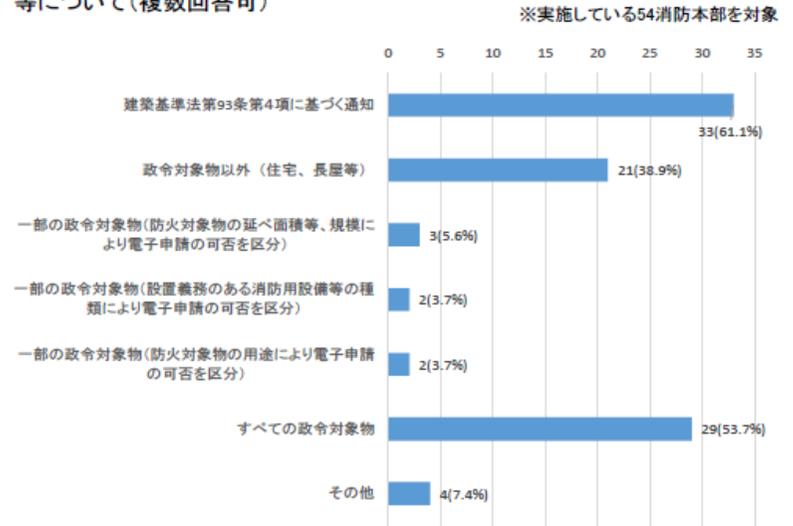
### 1 消防同意等の電子化の取組状況について



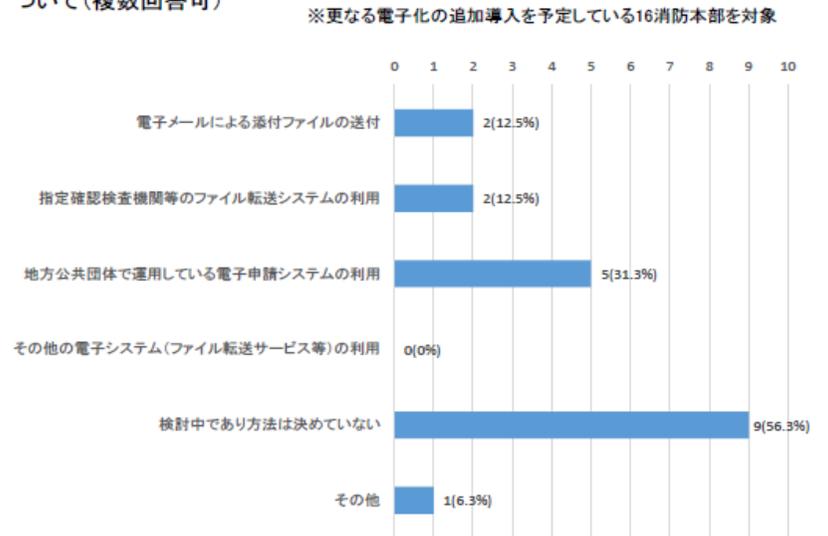
### 2 すでに電子化を実施しており、現在導入している電子手続きについて（複数回答可）



### 3 すでに電子化を実施している消防本部で、電子申請を実施している消防同意等について（複数回答可）



### 4 すでに電子化を実施している消防本部で、さらに今後予定している電子手続きについて（複数回答可）



## **2 (3) 予防業務等におけるデジタル技術の活用例について**

---

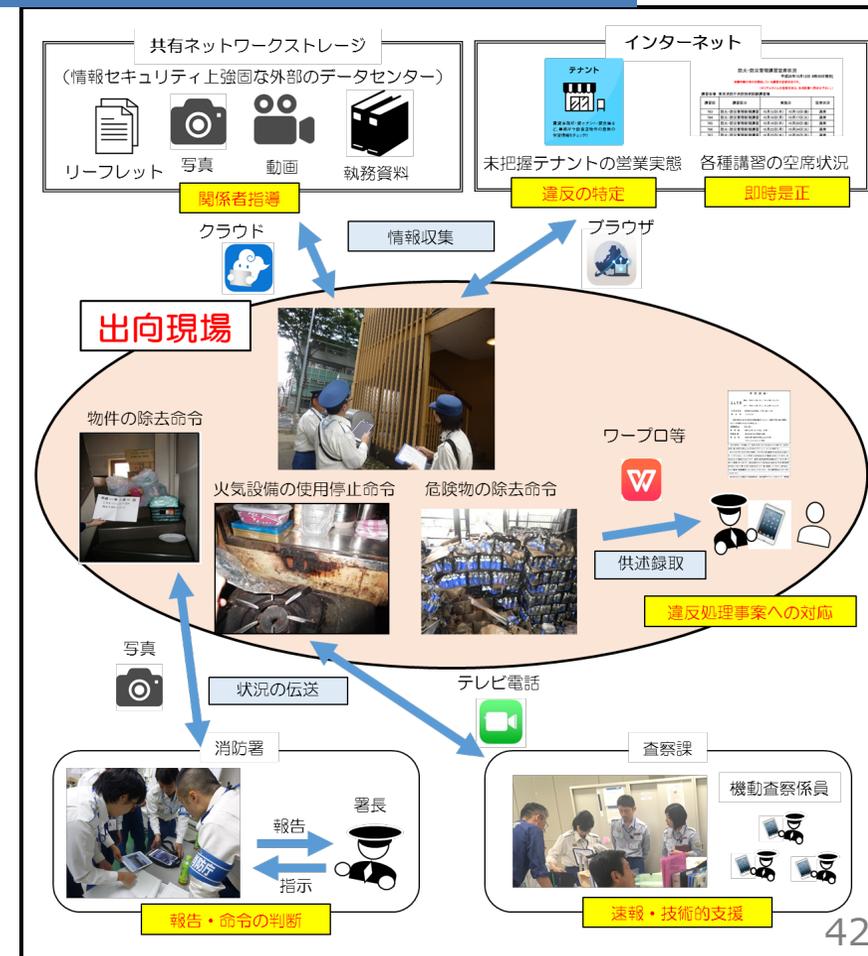
# デジタル技術を活用した立入検査事例①

消防本部名	東京消防庁
取組	火災予防支援端末装置の活用
取組のポイント	効率的な情報収集や、立入検査実施時における円滑な情報連絡等に活用することで、査察業務全体の効率化を図った。

## 業務の効率化

- （1） 繁華街査察等での活用**  
繁忙期を捉えた繁華街一斉立入検査では、情報共有、違反の検討・特定、違反処理時の判断助言や技術的助言に活用された。また、命令書の写真を推進本部と共有することで、標識が効率的に作成できた。
- （2） 立入検査での活用**  
立入検査実施場所と消防署をテレビ電話で接続することにより、リアルタイムでの情報共有、違反の判断助言や技術的助言に活用された。
- （3） インターネットによる情報収集**  
配置されているIT端末では取得できない風俗店等の情報を得ることができた。
- （4） 検査時の荷物削減**  
カメラ、予防事務審査検査基準等の執務資料や写真撮影による資料の共有によって紙の資料を持ち運ぶ必要がなくなったため、検査員の負担が軽減できた。
- （5） 報告のペーパーレス化**  
大きな画面で画像を見せることができるため、デジカメから事務端末へデータを移動・加工して印刷する必要がなく、紙による報告を省略できた。
- （6） インターネット公開情報の提供**  
立入検査実施場所や消防署において、防火管理講習の空席状況の案内やホームページを活用して各種様式、資料・映像の提供がスムーズにできた。
- （7） 質問調書の現地作成による関係者の来署負担の軽減**  
関係者に対する質問時に、質問調書を並行して作成することで、現場で確認させることができ、署名・押印を得ることができた。関係者の負担を軽減し、限られた時間で効率良く事務を行うことができた。

## 火災予防支援装置の活用イメージ図

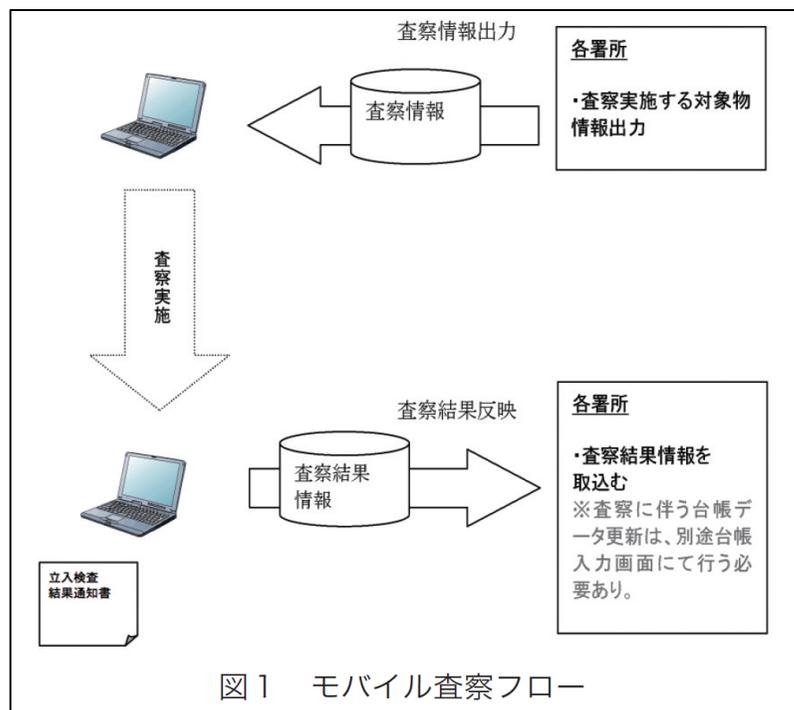


# デジタル技術を活用した立入検査事例②

消防本部名	岡山市消防局
取組	モバイル端末を使用した査察（モバイル査察）の導入
取組のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>査察事務の効率化を図るため、モバイル査察を導入。事務の効率化だけでなく査察の時間短縮も図られた。</li> <li>災害出動指令時に、現場へ送信する情報を支援情報システムとして一元管理する中で、その支援情報システムの一部として、モバイル査察のプログラムと資機材を一括して予算要求した。</li> </ul>

## モバイル査察の概要

平成24年度から実施しており、対象物等の情報を管理している支援システムから査察に行く対象物の情報を出力し、その情報をモバイル端末に取り込み、査察を実施し、その場で立入検査結果通知書を交付している。帰署後、査察結果情報をモバイル端末から支援システムに取り込んでいる。（図1）



モバイル端末写真



査察風景

## モバイル査察による立入検査の効率化

- ・法令様式等を端末に取り組むことにより携行品の軽量化
- ・モバイル端末をチェックリストとして使用することで指示漏れの防止
- ・モバイル端末に装備したカメラを使用し、違反事実の記録
- ・立入検査結果通知書の作成の円滑化
- ・火災事例の映像を関係者に見せ、危険性の把握から違反是正に繋がる
- ・立入検査後の事務処理が円滑かつデータ移行も確実にできる

# デジタル技術を活用した建物の避難対策事例①

施設名	高松駅（香川県高松市）
取組	デジタルサイネージによる多言語化・視覚化した災害情報や避難誘導情報の伝達
取組のポイント	火災や地震等の発生時、駅構内に設置するデジタルサイネージの観光案内板（ウェルカムボード）に、災害情報や避難誘導情報を多言語文字（日本語、英語、中国語、韓国語）で表示するとともに、同じく避難誘導情報を多言語音声（日本語、英語、中国語、韓国語）で放送するほか、避難経路を地図上に点線で表示できる機能を有する。



案内板の設置状況

※ [ ] の部分がデジタルサイネージ



試験画面①



火災時の多言語による避難誘導  
及び避難経路の点線での表示



試験画面②

# デジタル技術を活用した建物の避難対策事例②

施設名	帝国ホテル（東京都）
取組	アプリを活用した多言語化・視覚化した災害情報・避難誘導情報の伝達
取組のポイント	<p>「翻訳アプリ」及び「筆談アプリ」をインストールしたタブレットを配備し、災害情報や避難誘導情報の多言語化、視覚化を行っている。</p> <p>また、ホテル独自の「災害時要配慮者対応説明書」を策定しており、その説明書中で当該アプリの使用法についてもマニュアル化している。</p>



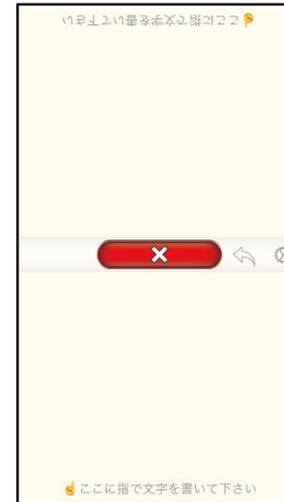
タブレット  
ホーム画面



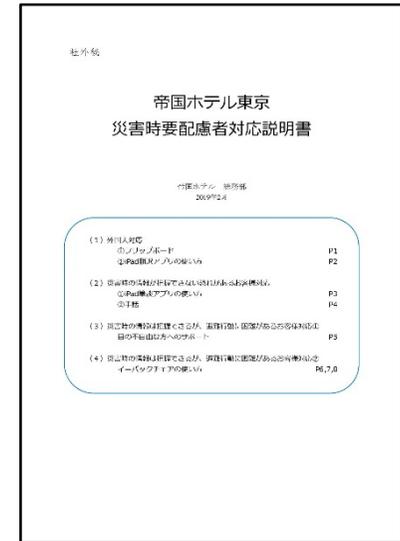
翻訳アプリ  
起動画面①



翻訳アプリ  
起動画面②



筆談アプリ  
起動画面



帝国ホテル  
災害時要配慮者対応説明書